保護者各位

廿日市くじら保育園

治癒証明書(医師記入)について

下記の病気は学校保健法施行規則第 18 条において第二種、第三種の感染症に指定された病気です。
これらの病気を疾患された場合は、診察を受けて、治癒証明書を医療機関において記入してもらうか、医療機関の発行する治癒証明書提出して下さい。治癒証明書がない場合は登園が出来ません。

病　名	登 園 停 止 の 期 間
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱後、3日を経過するまで
風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)になるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状の消退後、2日を経過するまで
流行性角結膜炎	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
結核	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで

※この他にも、各種伝染性疾患があります。医師に受診（相談）していただき、登園許可証の提出を求める場合があります。

切　り　取　り　線

廿日市くじら保育園　施設長様

治癒証明書(医師記入)

廿日市くじら保育園　　チーム　　園児氏名

病名(該当するものに〇印を記入してください)

・ 百日咳 ・ 麻疹 ・ 風疹 ・ 流行性耳下腺炎 ・ 水痘 ・ 咽頭結膜炎
・ 流行性角結膜炎 ・ 急性出血性結膜炎 ・ 腸管出血性大腸菌感染症 ・ 結核
・ その他 （　　）

上記疾病から症状が回復し、　　月　　日から登園を可能と判断します。

令和　　年　　月　　日

医療機関

医師名　　印